

消防団を中核とした地域防災力の充実強化

1. 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定を受けた取組と最近の消防団等の活躍

(1) 消防団等充実強化法の成立

平成25年12月、議員立法により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）（以下「消防団等充実強化法」という。）が成立した。

この法律においては、〔1〕地域防災力の充実強化に関する計画の策定、〔2〕全ての市町村に置かれるようになり、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である消防団の強化、〔3〕国及び地方公共団体による消防団への加入の促進、〔4〕公務員の兼職の特例、〔5〕事業者・大学等の協力、〔6〕消防団員の処遇・装備・教育訓練の改善等の消防団の活動の充実強化、〔7〕地域における防災体制の強化について規定されてい

る（特集3-1図）。

消防団等充実強化法を受け、消防庁では、「消防団充実強化対策本部」を設置し、消防団への加入促進、消防団員の処遇改善、消防団の装備・教育訓練の充実等について、地方公共団体への支援・働き掛けを行っている。

(2) 消防団への加入促進

ア 総務大臣書簡の発出

平成25年11月8日、平成26年4月25日及び平成27年2月13日の三度にわたり、総務大臣から全ての都道府県知事及び市区町村長あてに書簡を送付し、地方公務員をはじめとした消防団員確保に向けた一層の取組のほか、消防団員の処遇改善などについて依頼した（特集3-2図）。

加えて、平成27年2月には、日本経済団体連合会などの経済団体あてにも書簡を送付し、消防団活

特集3-1図 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

1. 目的・基本理念等

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施（1～3条）
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務（4条）
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務（5条）
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務（6条）
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務（7条）

2. 基本的施策

(1) 消防団の強化

- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定（8条）
- 消防団への加入の促進
 - ・意識の啓発（9条）
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例（10条）
 - ・事業者・大学等の協力（11・12条）
- 消防団の活動の充実強化のための施策
 - ・消防団員の処遇の改善（13条）
 - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実（14・15条）
 - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設（16条）

(2) 地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等（17条）
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置（18条）
- 自主防災組織等に対する援助（19条・20条）
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興（21条）

拝啓

貴職におかれましては、ご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げます。日頃より、地域住民の安心安全確保のために御尽力いただいておりますことに、心より敬意を表し、感謝申し上げます。

近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、台風、局地的な豪雨、豪雪、火山の噴火などによる災害が発生し、また、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の発生も危惧されています。地域の高齢化が進む中で、これらの災害に対応する「地域防災力の充実強化」は喫緊の課題です。

昨年発生した長野県北部を震源とする地震では、甚大な被害が生じたにもかかわらず、住民の日頃からの付き合いや消防団による救助活動等により、犠牲者を一人も出さず、共助の重要性が改めて認識されました。また、昨今、伊豆大島や広島市等において大規模な土砂災害が生じ、消防団が長期にわたって地域住民の救助活動等に従事しました。このように、消防団は地域防災力の中核として地域の安心安全を担い、地域コミュニティの活性化に貢献しています。しかし、消防団の団員数は年々減少しており、地域防災力の低下が危惧されているところです。

政府は、我が国が直面する人口減少克服・地方創生という構造的な課題に正面から取り組むため、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、昨年末に長期ビジョンと総合戦略を策定しました。これらに基づき、時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るため、消防団や自主防災組織等の充実強化を図ることとしています。

特に、女性消防団員の活動は、応急手当や火災予防の普及啓発、実災害の消火活動や後方支援活動など多岐にわたり、女性ならではのきめ細やかな活動が、住民の高い評価を得ており、女性消防団員の更なる加入促進が重要と考えています。昨年十月に内閣総理大臣を本部長とした「すべての女性が輝く社会づくり本部」において政策パッケージを策定し、女性消防団員の加入促進を盛り込みました。

貴職におかれましては、女性の消防団への加入促進に向けた積極的なお取組をお願い申し上げます。また、消防団員を長期的に確保していくためには若い人材の確保が重要です。真摯かつ継続的に消防団活動に取組む、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生等に対して、就職活動を支援するため、市町村が「学生消防団活動認証証明書」を交付する制度を創設していますので、大学生等の入団促進に活用していただきますようお願い申し上げます。

また、被用者が消防団員の約7割を占めており、事業者のご理解とご協力が不可欠です。「消防団協力事業所表示制度」を導入していない市町村においては当該制度の導入を図るとともに、在勤者の入団を認めていない市町村においては条例改正等に取り組みでいただきますようお願い申し上げます。

さらに、これまでも地方公務員の消防団への加入促進を図っていただいているところでありますが、貴団体の職員の方々の積極的な入団について、引き続き御尽力いただきますようお願い申し上げます。

私は、国民の生命と財産を守り抜くことが「国の究極の使命」だと考えています。一昨年に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、消防行政の充実に更に努力をしてまいります。

貴職の益々のご活躍を祈念申し上げます。ご協力をお願いまで、失礼致します。

平成二十七年二月十三日

敬具

総務大臣

高市早苗

都道府県知事 殿（市区町村長 殿）

動に対する事業者の理解と協力を呼び掛けた。

イ 事業者の協力

被雇用者団員の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠となっているため、平成18年度から導入を促進している「消防団協力事業所表示制度」の普及及び地方公共団体による事業所への支援策の導入促進を図っている（特集3-3図）。

特別の休暇制度を設けて勤務時間中の消防団活動に便宜を図ったり、従業員の入団を積極的に推進したりする等の協力は、地域防災力の充実強化に資す

ると同時に、事業所が地域社会の構成員として防災に貢献する取組であり、当該事業所の信頼の向上にもつながるものである。

また、平成25年12月13日、日本郵便株式会社に対し、消防団活動への参加促進を依頼するとともに、平成26年1月24日、各地方公共団体に対し、郵便局への働き掛けを依頼した。

加えて、平成27年9月8日、「総務省消防庁消防団協力事業所」のうち、従業員が消防団に多数加入している5つの事業所を対象として、総務大臣から感謝状を授与し、併せて、総務大臣と当該事業所及び5つの経済団体との意見交換会を実施した。

特集3-3図 消防団協力事業所表示制度

事業所としての消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることで、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

認定要件

〈市町村消防団協力事業所(次のいずれかに該当すること)〉

- ※市町村によって要件は異なるが、概ね次のとおり
- ・従業員が消防団に相当数入団していること
- ・従業員の消防団活動に積極的に配慮していること
- ・災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること
- ・従業員による機能別分団等を設置していること等

市町村マーク(シルバーマーク)→



〈総務省消防庁消防団協力事業所(次の全てを満たすこと)〉

- ・市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- ・消防団員が従業員の概ね1割以上いること(最低5人以上)
- ・消防活動への配慮に関して内規等に定めていること等

消防庁マーク(ゴールドマーク)→



※総務省消防庁消防団協力事業所数 737事業所

自治体による支援策の実施状況

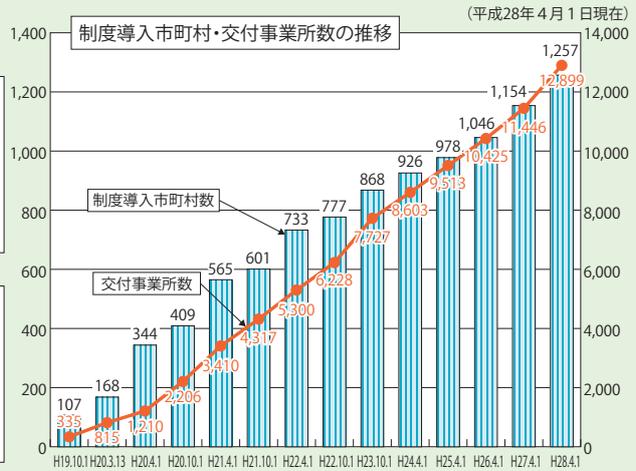
〈都道府県 25都道府県〉(23道府県)

- ①減税 3県(23県)
 - ・法人事業税等の減税(長野、岐阜、静岡)
 - 減税限度額:10万円(長野)、100万円(静岡)、100万円(一定の要件の場合は200万円)(岐阜)
- ②金融 3県(21県)
 - ・県制度融資信用保証料割引(宮城) ・中小企業振興資金における貸付利率の優遇(長野)
 - ・中小企業制度融資(島根)
- ③入札 20都道府県(19道府県)
 - ・入札参加資格の加点 ・総合評価落札方式の加点 など
 - (北海道、青森、宮城、秋田、山形、栃木、東京、新潟、富山、石川、福井、長野、静岡、島根、山口、徳島、高知、福岡、長崎、熊本)
- ④その他 9府県(8府県)
 - ・県知事感謝状の贈呈(富山、福井、山梨、長野、兵庫、山口、徳島、愛媛)
 - ・物品調達における優遇(京都)
 - ・県ホームページでの事業所ホームページの無料掲載(山口)

消防団協力事業所表示制度導入状況等

調査対象:1,719町村(※)

- 表示制度を導入している市町村 1,257市町村(73.1%)
- 市町村消防団協力事業数 12,899事業所
- (※)23特別区は一つの市町村として計上している。



〈市町村 173市町村〉(2147市町村)

- ①入札 169市町村(2144市町村)
 - ・入札参加資格の加点 ・総合評価落札方式の加点 など
- ②その他 7市町村(6市町村)
 - ・消防団協力事業所報償金支給制度(秋田県能代市)
 - ・市ホームページで事業所一覧を公開(東京都日野市)
 - ・広報誌広告掲載料の免除(新潟県糸魚川市) ・協力事業所割引制度(新潟県上越市)
 - ・防災行政無線設置補助(長野県小海町) ・消火器の無償提供(愛知県豊田市)
 - ・協力事業所の表彰(鹿児島県垂水市)

ウ 大学等の協力

平成25年12月19日、文部科学省と連携し、大学等に対し、大学生の加入促進、大学による適切な修学上の配慮等について働き掛けを依頼した。

また、文部科学省と協力し、全国国立大学学生指導担当副学長協議会に消防庁職員を派遣する等、機会を捉えて積極的な働き掛けを行うとともに、平成28年11月28日、文部科学省及び各国公私立大学長あてに、課外活動等の一つとして消防団活動を推奨し、また、学生が消防団活動に参加しやすい環境づくりに配慮するよう依頼した。

加えて、消防団加入促進キャンペーンの実施に併せて、大学構内向けデジタルサイネージによる消防団員募集広告の掲示やポスターの配布等により、学生への理解促進を図った。

エ 公務員の加入促進

消防団等充実強化法第10条において、公務員の消防団員との兼職に関する特例規定が設けられたと

ころであるが、当該兼職の特例に関する政令が公布されたことを受けて、平成26年6月27日、国家公務員の消防団への加入を容易にする環境整備がなされたことを踏まえ、職員の消防団への加入を促進するよう、各府省庁に対し働き掛けを行った。

オ 学生消防団活動認証制度

消防団に所属する大学生、大学院生又は専門学校生に対する就職活動支援の一環として、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生等について、市町村がその実績を認証することにより、当該消防団活動が積極的に評価されるよう、「学生消防団活動認証制度」の普及を図っている。平成28年4月1日現在、導入済又は導入予定としている地方公共団体は182団体となっており、引き続き導入に向けた働き掛けを行っている。

また、一般社団法人日本経済団体連合会等の経済団体に対し、当該団体会員企業の従業員に対する消

防団への加入促進及び勤務の免除やボランティア休暇の取得等、消防団活動における配慮を行うよう依頼することとしている。

カ 加入促進のための先進的な取組の支援等

女性や若者をはじめとした消防団員を更に増加させるため、消防庁では、消防団加入促進支援事業など入団促進につながる施策を実施するとともに、女性消防団員のいない市町村に対しては、入団に向けた積極的な取組を求めている。

キ 地方公共団体に対する働き掛け

平成25年12月25日、消防団等充実強化法の成立に伴い、各地方公共団体に対し、地方公務員が消防団員となる意義、報酬の取扱い等を示した通知を発送し、地方公務員の加入促進について働き掛けた。

また、平成28年10月11日、各地方公共団体に対し、学生、女性、被用者及び公務員の消防団への加入促進について、それぞれの都道府県・市町村が取り組むべきことについて具体例とともに明示した通知を発送するとともに、首長が参加する会議に消防庁職員を派遣する等、機会を捉えて積極的な働き掛けを行った。

ク 先進事例の紹介

消防庁において、消防団への加入促進に係る地方公共団体や消防団における取組について情報収集を行い、インターネット等を通じて対外的な紹介を行った。

ケ 総務大臣からの感謝状の授与

平成27年7月15日、前年と比較して消防団員数が相当数増加した団体等22の消防団に対して、総務大臣から感謝状を授与した。

(3) 消防団員の処遇の改善

ア 退職報償金の引上げ

平成26年4月1日、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第56号）の施行に伴い、消防団員に支給される退職報償金を全階級一律5万円（最低支給額20万円）の引上げを行った。

イ 報酬及び出動手当の引上げ

消防団員の年額報酬及び出動手当について、活動内容に応じた適切な支給を地方公共団体に働き掛けるとともに、特に支給額の低い市町村に対して引上げを要請した。

その結果、平成27年4月1日現在で3団体あった無報酬団体については、平成27年度中に解消された。

(4) 装備等の充実強化

ア 装備の基準の改正

平成26年2月7日、東日本大震災等の教訓を踏まえ、「消防団の装備の基準」を改正し、ライフジャケット等の安全確保のための装備や救助活動用資機材の充実を図るとともに、平成27年度に引き続き平成28年度においても地方交付税措置を拡充した。

イ 救助資機材搭載消防ポンプ自動車等の整備

平成27年度当初・補正予算及び平成28年度当初・補正予算等により、消防団及び消防学校に対し、救助資機材を搭載した消防ポンプ自動車等を整備し、訓練を実施することとしている。

ウ 消防団拠点施設及び地域防災拠点施設の整備

消防庁では、地方公共団体が消防団拠点施設や地域防災拠点施設において標準的に備えることが必要な施設・機能（研修室、資機材の収納スペース、男女別の更衣室・トイレ等）を示し、地方財政措置等（緊急防災・減災事業債、国庫補助金）を活用しながら整備することを促進している。

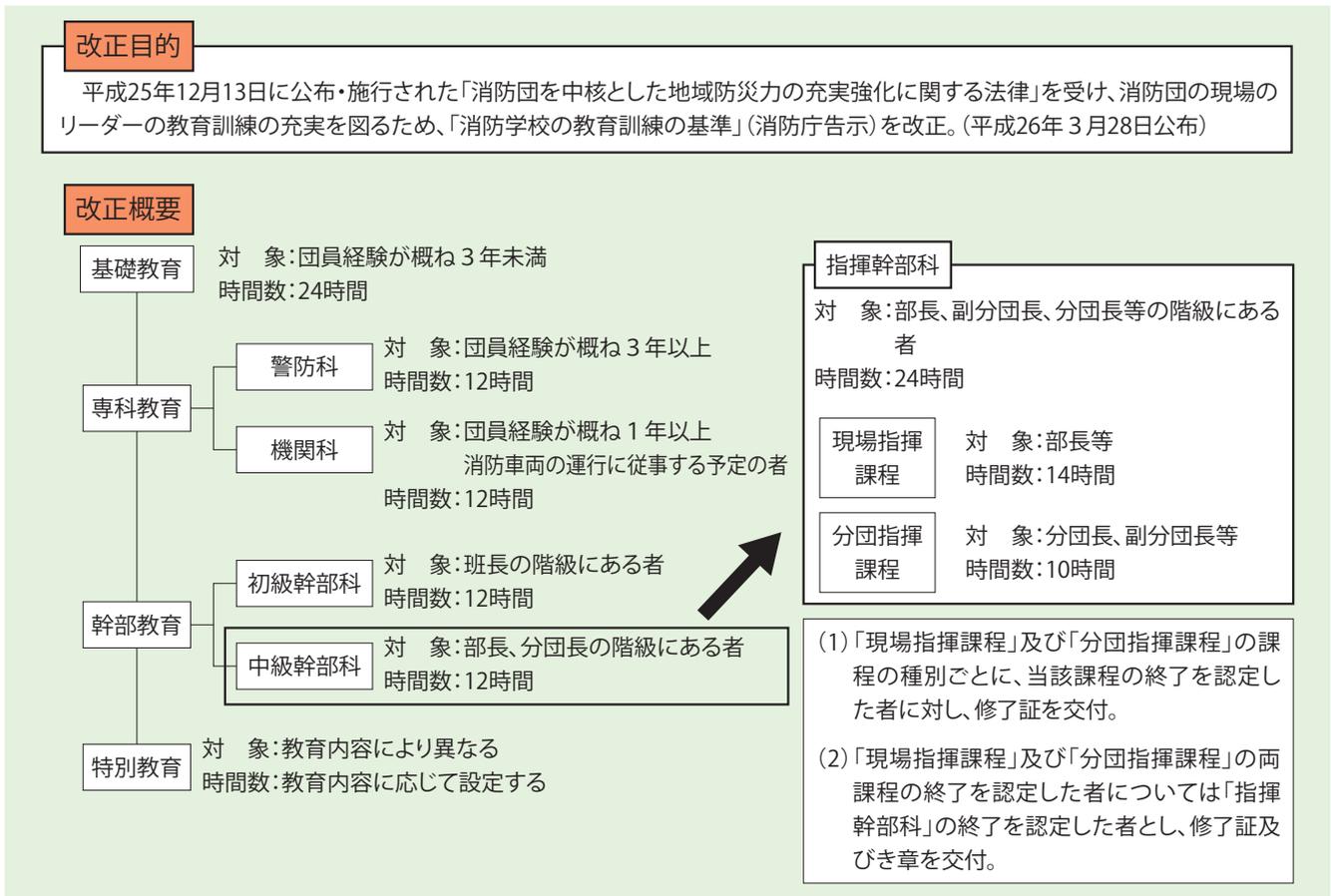
(5) 教育・訓練の充実・標準化

平成26年3月28日、消防団の現場のリーダーの教育訓練の充実を図るため、「消防学校の教育訓練の基準」を改正し、消防団員に対する幹部教育のうち、中級幹部科を指揮幹部科（現場指揮課程及び分団指揮課程）として再編した（特集3-4図）。

全国に55ある消防学校において、現場指揮課程については平成28年度中に導入が完了し、分団指揮課程についても平成29年度中に導入が完了する予定となっている。

また、同基準の改正を踏まえ、火災防御、救助救命、避難誘導等における的確な現場指揮、安全管理の知識及び技術の向上や、自主防災組織等に対する

特集3-4図 消防団員に対する教育訓練基準の見直し



指導・育成を行うに当たり必要な消防団員への教育を消防学校等において行うための教材を作成した。

さらに、消防学校に対し、救助資機材を搭載した消防ポンプ自動車等を計画的に整備することにより、消防団員の教育・訓練を支援することとしている。

(6) 消防審議会

消防庁は、平成26年1月に発足した第27次消防審議会に対して、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について諮問し、平成27年12月22日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申」が出された(特集3-5図)。

この答申においては、国及び各地方公共団体その他の関係主体は、消防団への加入の促進、機能別団員・機能別分団制度の再評価、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善及び消防団員の教育訓練の改善により消防団の強化を図るとともに、地域の防災に関する住民の理解を促進し、多様な主体の参画を得た議論を通じて、地域における防災体制の強化を図ることにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に総合的・計画的に取り組むべきとされた。消防庁においては、最終答申を踏まえ、引き続き、消防団を中核とした地域防災力の充実強化について取り組むこととしている。

平成25年12月の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立を踏まえ、平成26年2月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について消防庁長官が諮問し、平成27年12月22日に、最終答申として取りまとめ、提言するもの。

〈主な提言内容〉

地域防災に関する事項

- ◎地区防災計画・具体的事業計画^(※)の策定は、地域防災に関わる組織、住民等多様な主体が参画・議論するための非常に有益な機会 (※) 消防団等充実強化法に基づく「地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画」
- ◎地域防災の担い手を育てる観点から、消防団等が中心となって、防災に関する住民の理解を促進
- ◎地域における防災分野への女性の参画を推進

消防団に関する事項

- | | |
|---|---|
| <p>〈被用者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「消防団協力事業所表示制度」の未導入市町村に対する制度導入の徹底 ○在勤者の入団を認めていない市町村において入団を認めるよう全国に徹底 <p>〈女性・シニア世代〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性のいない消防団等における女性入団の更なる促進 ○退職消防職団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設等活動しやすい環境づくりの推進 | <p>〈大学生等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通学先の市町村でも入団を可能とする働き掛け ○消防団活動で地域社会に貢献した大学生等の実績を市町村が認証する「学生消防団活動認証制度」^(※)の導入を促進 (※) 中間答申後に導入 (H26.11) <p>〈その他消防団の強化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎機能別団員・機能別分団制度の再評価 ○消防団員の処遇の改善 ○消防団員の装備・教育訓練の改善 ○消防団の広報啓発活動の充実 |
|---|---|

国民運動の展開

平成27年度に2か所で地域防災力充実強化大会を開催。引き続き幅広いPR活動等の取組を進めるべき。
平成28年で東日本大震災から5年、消防団等充実強化法の成立から3年。同法の基本理念に則って、国民運動を展開し地域防災の取組の輪を広げることが重要であり、そのことが地域防災力の中核である消防団の充実強化にもつながるもの。

(7) 最近の消防団等の活躍

ア 平成28年熊本地震

平成28年4月14日に熊本県熊本地方を震源とする地震が発生し、益城町で震度7を観測した。さらに、4月16日にも熊本地方を震源とする地震が発生し、益城町で再び震度7を観測したほか、西原村

でも震度7を観測した。一連の地震活動において震度7を2回も観測したことは史上初めてのことであった。

被災地の消防団は、自ら被災した団員がいたにもかかわらず、震災直後から昼夜を分かたず消火活動、安否確認、救助活動、避難誘導、警戒活動等を行う



倒壊家屋の様子（益城町消防団提供）



支援物資の仕分けの様子（熊本市消防団提供）

とともに、その後も避難所運営の支援を行うなど、地域の安全・安心を守るために幅広く活躍した。

八代市及び益城町では、消防職員とともに消火活動を実施したほか、倒壊家屋等からの救助活動においても、消防職員とともに、益城町で51人、西原村で15人、南阿蘇村で5人を、それぞれ救助した。

イ 台風第10号

平成28年8月30日に台風第10号が上陸し、やがて温帯低気圧に変わったが、北海道及び東北地方では記録的な大雨となった。

北海道帯広市をはじめとするとかち広域消防事務組合管内では、8月30日から土のう積み、警戒活動、避難誘導、避難所支援活動等を実施した。また、31日以降は、消防職員とともにボートによる救助活動により10人を救助したほか、安否確認や捜索活動を実施した。

岩手県久慈市では、8月29日午後から土のう積みを実施するとともに、30日から水門点検、警戒活動、避難誘導等を実施した。また、床上浸水した家屋等から、消防職員とともにボートによる救助活動により6人を救助したほか、ポンプ車等を使った排水作業を実施した。加えて、31日以降は、安否確認、被害状況の調査、警戒活動、排水作業及び清掃作業を実施した。

岩泉町では、8月29日から警戒活動を開始し、30日には、土のう積み、避難誘導、水バケツによる消火活動等を実施し、増水した川の中で流された高齢者を助け上げ、消防職員とともに救助したほか、31日以降は、警戒活動や安否確認を実施した。また、30日及び31日には、消防職員とともに建物の2階に取り残された住民計5人を救助した。消防団員は



行方不明者の捜索(御影消防団(北海道清水町)提供)

自らも被災者でありながら、「自分たちの町は自分たちで守る」という郷土愛護の精神のもと、その後も常備消防をはじめとした関係機関とともに、不眠不休で行方不明者の捜索活動を行った。

2. 引き続き実施すべき消防団の充実強化施策

(1) 消防団の現状

これまで、平成28年熊本地震や台風第10号による豪雨災害における活躍など、通常の火災出動に加え、全国各地で地震や風水害等の大規模災害が発生した際には、多くの消防団員が出動してきた。消防団員は、災害防御活動や住民の避難支援、被災者の救出・救助などの活動を行い、大きな成果を上げており、地域住民からも高い期待が寄せられている。

また、今後、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の発生が懸念されており、消防団を中核とした地域の総合的な防災力の向上が求められている。さらに、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号)においては、消防団は避難住民の誘導などの役割を担うこととされている。

このように、消防団は地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安全・安心の確保のために果たす役割はますます大きくなっているが、全国の多くの消防団では、社会環境の変化を受けて様々な課題を抱えている。

ア 消防団員数の減少

消防庁では、消防団等充実強化法等を踏まえ、様々な消防団員確保の全国的な運動を展開してきたが、消防団員数は年々減少しており、平成28年4月1日現在、消防団等充実強化法成立直後の平成26年4月1日現在の86万4,347人に比べ0.9%減少し、85万6,278人となっている。減少幅は年々縮小しているものの、消防団員の減少に歯止めをかけ、増加させる必要がある(特集3-6図)。

イ 消防団員の被雇用者化

消防団員に占める被雇用者団員の割合は、平成28年4月1日現在、消防団等充実強化法成立直後の平成26年4月1日現在の72.2%に比べ0.7ポイント増加し、72.9%となっており、消防団員の被雇

用者の割合が高い水準で推移していることから、事業所の消防団活動への協力と理解を求めていく必要がある（特集3-6図）。

ウ 消防団員の平均年齢の上昇

消防団員の平均年齢は、平成28年4月1日現在、消防団等充実強化法成立直後の平成26年4月1日現在の39.9歳に比べ0.6歳上昇し、40.5歳となっており、毎年少しずつではあるが、消防団員の平均年齢の上昇が進んでいることから、大学生・専門学校生等若い世代の入団促進を図っていく必要がある（特集3-7図）。なお、平成28年4月1日現在の学生消防団員数は、消防団等充実強化法成立直後の平成26年4月1日現在の2,725人に比べ19%増えて、3,255人となっており、消防団員の総数が減少する

中、その数は年々増加している。

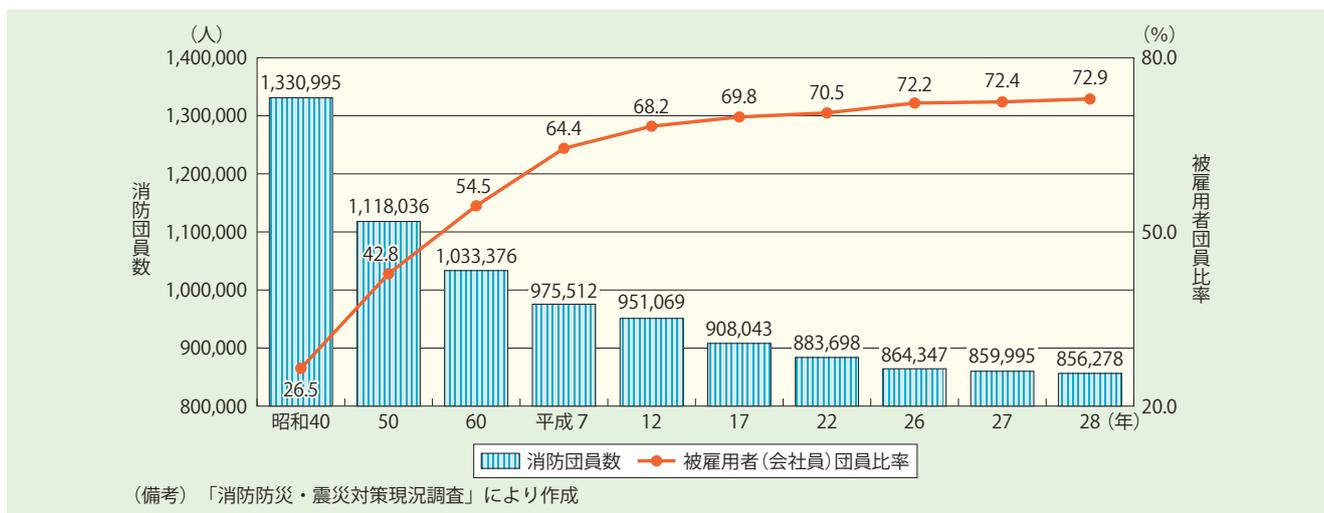
(2) 女性消防団員の更なる活躍の推進

ア 女性消防団員を取り巻く現状

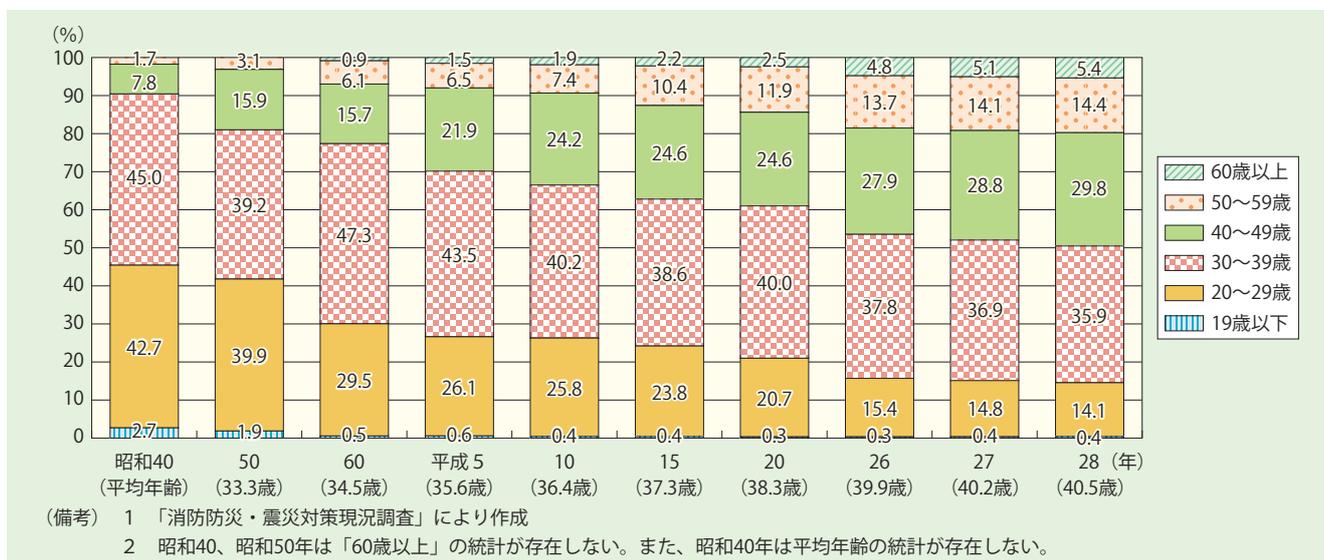
女性消防団員数は、平成28年4月1日現在、消防団等充実強化法成立直後の平成26年4月1日現在の2万1,684人に比べ10.2%増えて、2万3,899人となっており、消防団員の総数が減少する中、その数は年々増加している（特集3-8図）。現在、女性消防団員がいる消防団は全消防団の66.9%となっている。

近年、地域の安全・安心の確保に対する住民の関心の高まりなどを背景に消防団活動も多様化しており、実災害での消火活動や後方支援活動などはもちろん、住宅用火災警報器の設置促進、火災予防の普

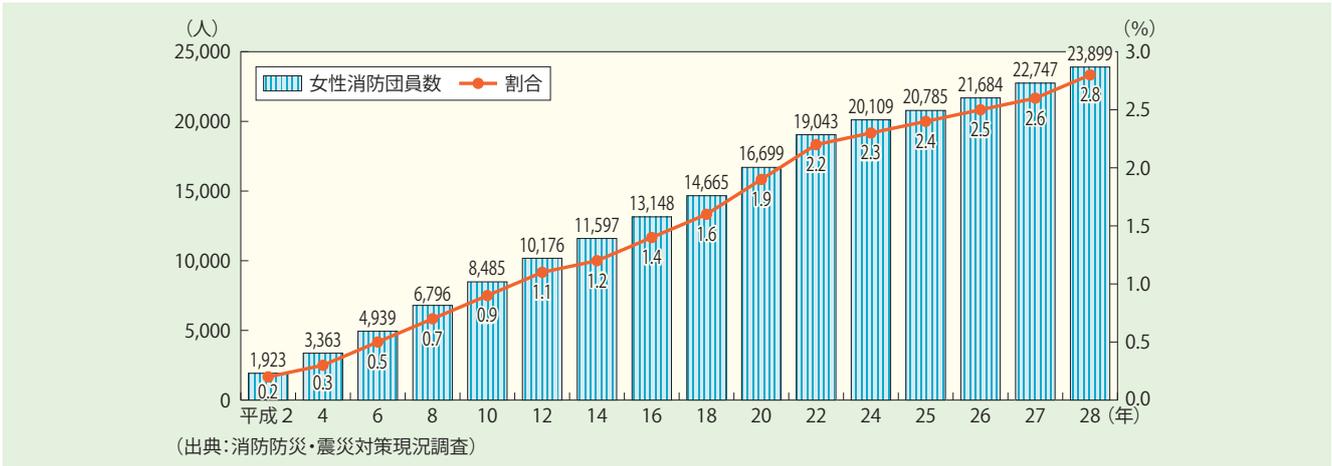
特集3-6図 消防団員の被雇用者化の推移



特集3-7図 消防団員の年齢構成比率の推移



特集3-8図 女性消防団員数の推移



及啓発、住民に対する防災教育・応急手当指導等、女性消防団員の活躍が多岐にわたって期待されている。

例えば、平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害においては、広島市の女性消防団員が避難所の運営支援活動等に従事し、高い評価を受けた。

また、平成28年熊本地震においては、女性や高齢者に配慮した声掛けや荷物搬送の支援、避難所生活における要望等の聞き取りなど、きめ細かな活動を実施した。

女性消防団員のいない消防団では、入団に向けた積極的な取組が必要である。

イ 女性消防団員の活躍推進に向けた取組

(ア) 消防団への加入促進

a 総務大臣書簡の発出

平成25年11月8日、平成26年4月25日及び平成27年2月13日の三度にわたり、総務大臣から全ての都道府県知事及び市区町村長あてに書簡を送付し、女性の消防団への加入促進に向けた積極的な取組について依頼した(特集3-2図)。

加えて、平成27年2月には、日本経済団体連合会などの経済団体あてにも書簡を送付し、女性従業員の消防団加入に対する事業者の理解と協力を呼び掛けた。

b 総務大臣からの感謝状の授与

平成27年7月15日、前年と比較して女性消防団員数が相当数増加した団体等22の消防団に対して、総務大臣から感謝状を授与した。

c 加入促進のための先進的な取組の支援等

女性消防団員を更に増加させるため、消防庁では、

消防団加入促進支援事業など女性の入団促進につながる施策を実施するとともに、これらの取組の普及促進を図った。

(イ) 全国女性消防操法大会の開催

平成27年10月15日、女性消防団員等の消防技術の向上と士気の高揚を図るため、横浜市消防訓練センターにおいて「第22回全国女性消防操法大会」を開催した。



全国女性消防操法大会

(ウ) 全国女性消防団員活性化大会の開催

全国の女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動やその成果を紹介するとともに、意見交換を通じて連携を深めることにより、女性消防団員の活動をより一層、活性化させることを目的として、平成6年(1994年)から「全国女性消防団員活性化大会」を開催している。

平成28年6月3日、北海道札幌市において「第22回全国女性消防団員活性化北海道大会」を開催した。



全国女性消防団員活性化大会

(3) 機能別団員及び機能別分団など消防団組織・制度の多様化方策の導入

全ての災害・訓練に出動する消防団員を基本とする現在の制度を維持した上で、必要な消防団員の確保に苦慮している各市町村が実態に応じて選択できる制度として、次の多様化方策を講じている。なお、条例上の採用要件として年齢・居住地等を制限している場合は、条例を見直すことにより幅広い層の人材が入団できる環境の整備を図ることが必要である。

ア 機能別団員制度

入団時に決めた特定の活動・役割及び大規模災害対応等に参加する制度である。

イ 機能別分団制度

特定の活動・役割を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動及び大規模災害対応等を実施する制度である。

ウ 休団制度

消防団員が出張、育児等で長期間にわたり活動することができない場合、消防団員の身分を保持したまま一定期間の活動休止を消防団長が承認する制度であり、休団中の大規模災害対応、休団期間の上限等について各消防団で規定することとしている。

(4) その他消防団の充実強化施策

ア 全国消防団員意見発表会・消防団等地域活動表彰の実施

地域における活動を推進するとともに、若手・中堅消防団員や女性消防団員の士気の高揚を図るため、平成28年3月に全国各地で活躍する若手・中堅消防団員や女性消防団員による意見発表会を開催

し、優秀な発表を行った者を表彰するとともに、

- ・地域に密着した模範となる活動を行っている消防団
- ・消防団員の確保について特に力を入れている消防団
- ・大規模災害時等において顕著な活動を行った消防団

に対する表彰を実施し、その取組内容を取りまとめ、全国に発信している。

イ 消防団加入促進キャンペーンの全国展開

消防団員の退団が毎年3月末から4月にかけて多い状況を踏まえ、退団に伴う消防団員の確保の必要性があることから、毎年1月から3月までを「消防団加入促進キャンペーン」期間として位置付け、消防団員募集ポスターやリーフレットの作成・配布、駅や大学キャンパスに設置されたデジタルサイネージへの広告配信を行い、消防団員募集についての積極的な広報の全国的な展開を図っている。

消防団員募集ポスター

